

判例研究

〔商法 五〇一〕

譲渡制限株式の相続人に対する会社の株式売渡 請求権の行使期間の起算点

東京高裁平成一九年八月一六日決定
平成一八年（ワ）一八八二号株式売買価格決定申立却下決定に対する
抗告事件
資料版商事法務二八五号一四六頁

〔判示事項〕

会社法一七六条一項但書にいう「相続その他の一般承継があったことを知った日」とは、「相続その他の一般承継そのものがあったことを知った日」と解するのが相当である。

〔参照条文〕

会社法一七六条一項

〔事実〕

X会社（申立人・原告人）は、産業廃棄物及び一般廃棄物の中間処理及び収集運搬業等を営むことを目的とする株式会社であり、発行可能株式総数八〇〇株、発行済株式総数六〇〇株、株式の譲渡について取締役会の承認を必要と

する旨を定款で定めている閉鎖会社である。

X会社の定款には、相続その他の一般承継によりX会社の株式を取得した者に対し、当該株式をX会社に売り渡すことを請求することができる旨の定めがある（定款八条）。

Aは、X会社普通株式一八〇株（本件株式）を有していたが、平成一六年八月一二日死亡し、Aの妻Yと子四人（相手方）が本件株式を共同相続した。Aの法定相続人には、他に子であるBがいるが、同人は平成一七年二月一七日、相続放棄の申述をし、相続権がないことが確定している。

X会社は、平成一八年七月一八日、臨時株主総会を開催し、Yらに対し、YらがAから相続によって取得した本件

株式を売り渡すよう請求する旨を決議した。X会社は、同年三月一日到達の書面により、Yらに対し、本件株式を一株当たり七万六〇〇〇円で売り渡すよう請求した。しかし、Yらは、同年八月四日、X会社に対し、上記請求には同意しない旨の回答をした。

そこで、X会社は、平成一八年八月一〇日、本件株式売買価格決定申立事件を申し立てた。

Yらは、会社法一七六条一項にいう「相続その他の一般承継があつたことを知った日」とは、相続の場合、相続の開始原因たる死亡の事実を知った日であり、本件株式の売渡しの請求は、X会社がAの死亡を知った日（平成一六年八月一二日）から一年を経過した後にされたものであるから許されないと主張した。これに対して、X会社は、「相続その他の一般承継があつたことを知った日」とは、被相続人の死亡したことを知った日ではなく、特定の相続人が被相続人の所有していた当該株式会社の譲渡制限株式を相続によって取得したことを知った日といい、Yらが相続により本件株式を取得したことを知ったのは平成一八年六月一六日であるから、その日から一年を経過していないと主張した。

原審（東京地決平成一八年一二月一九日資料版商事法務

二八五号一五四頁）は、次のように判示した上で、X会社がYらにした本件株式の売渡しの請求は、「相続その他の一般承継があつたことを知った日」から一年を経過した後になされたものであつて不適法であり、本件申立ても不適法であるとして却下した。

「会社法一七四条以下の『相続人等に対する売渡しの請求』の制度は、一般承継による譲渡制限株式の移転には当該株式会社の承認は要しないが、譲渡制限株式の譲渡には株式会社の承認が必要とされている趣旨にかんがみ、相続その他の一般承継により株式を取得した者が当該株式会社の株主となることを株式会社が見ない場合に、定款の定めにより、その者に対して株式の売渡しの請求ができるとしたものであり、売渡しの請求が当該株主の同意なく株式を取得できるものであることから、その請求を『相続その他の一般承継があつたことを知った日』から一年以内とするることによって、当該株主の利益との調整を図ったものである。そして、①会社法一七六条一項は株式会社の認識の対象を『相続その他一般の承継があつたこと』と定めているのであり、特定の相続人が当該株式の取得をしたことと定めているのではなく、相続開始原因（死亡等）があれば相続は開始するのであるから、『相続その他一般承継が

あったこと』とは、同条の文言上、相統開始原因があったことを指すと解することができること、②相統人が複数の場合、遺産分割協議がされるまでは株式は相統人の共有になるのであるから、会社は、遺産分割協議が行われるまでは共同相統人全員を相統人と扱って売渡しの請求の手続を進めれば足りること、③相統放棄等がされた場合、その効

力に争いがあり（相統放棄は、『自己のために相統の開始があったことを知った時から三箇月以内に』する必要があるが、『相統の開始があったことを知った時』を巡って相統人間で争いが生じる場合がある。）、相統人の確定の紛争が長期化した場合に、相統人の確定するまで何年もの間売渡しの請求ができることになると、売渡しの請求を『相統その他の一般承継があったことを知った日から一年』以内とした法の趣旨を没却し妥当性を欠くこと、④会社法一七五条は、売渡しの請求をする場合に、『株式を有する者の氏名又は名称』（一項二号）を株主総会の決議によって定める必要があるが、相統人の範囲に争いがある場合でも、法定相統人と考えられる者全てを相手方として決議をし、以後の手続の対象としておけば、相統人の手続保障を害するおそれはないことからすると、『相統その他の一般承継があったことを知った日』とは、特段の事情がない限り、

承継原因が相統の場合については、特定の相統人が被相統人の所有していた当該株式会社の譲渡制限株式を相統によって取得したことを知った日をいうのではなく、相統開始の原因である被相統人の死亡の事実を知った日をいうものと解される。

これに対し、X会社は、当該株式会社が相統人を確定的に知る必要があるとの主張の根拠として、①本制度の趣旨によると、当該株式会社が相統その他の一般承継によって新たに株主となる者が会社にとって好ましい者かを見極められなければ意味がないところ、相統の場合、会社がいずれの相統人が当該株式を、どれほどの割合で取得するのかを知る必要があること、②相統人が確定しないと、被請求者が定まらないため、当該株式会社は売渡しの請求をすることができず、相統人間に相統に関する紛争があり、遺産分割協議の完了までに長期間を要したときには、売渡しの請求ができないまま、一年が経過してしまい制度が無意味となること、また、相統人らにおいて、相統人間における紛争が解決しているのに、解決していないと主張して、売渡しの請求を妨害することもできてしまうこと、③被相統人に認知を受けた子のある場合など、当該株式会社において、共同相統人が誰であるかを一年以内に調査することが

可能であるとはいえないこと、④相続放棄、法定相続人の廃除、包括遺贈又は遺留分減殺請求権の行使があつた場合など、法定共同相続人と実際に相続財産を取得した者とが完全に一致しないこととなつた場合に、当該会社は売渡しの請求の相手方が確定できず、権利行使が著しく妨げられること、特に包括遺贈や遺留分減殺請求権の行使があつた場合、当該株式会社がその事実を容易に知ることができないから、一年を経過する前に法定共同相続人に対して売渡しの請求をしても、一年経過後に包括遺贈や遺留分減殺請求権の行使が判明したときは、もはや売渡しの請求ができないことになってしまうこと、⑤株式会社は、株主が死亡した場合であっても、株式の名義書換請求のない限り、従前の株主名簿（会社法一一二条）に記載された株主を株主として扱えば足りるのであり、株主側の事情である相続による実質的権利移転について、当該株式会社側が調査する義務を負うとする理由はないこと、⑥遺産分割協議が完了するまでは、株式は共同相続人による共有となるが、共有された株式について権利を行使する場合には、会社に対して権利行使者の指定を通知しなければならないとされてお（会社法一〇六条）、会社が当該株式の売渡しの請求をする場合も、共同相続人側から共同相続した事実が伝えら

れない以上、会社に権利行使の機会が与えられているとはいえないことなどを主張する。

しかしながら、承継原因が相続の場合、認知された子がある場合も含め、法定共同相続人がどの範囲になるかについては、その調査にさほどの困難があるとはいえないから、株式会社にとって、法定共同相続人が会社にとって望ましい者であるか否かの判断は可能である。X会社主張のように、『相続その他の一般承継があつたことを知った日』を相続人が誰であるかを確定的に知った日であると解すると、相続人間の紛争が長期にわたり、相続人の具体的な確定に何年もかかった場合、相続人間の紛争が存在する限りいつまでも売渡しの請求をし得ることになり、相続その他の一般承継があつたことを知った日から一年と期間を限定した会社法一七六条一項ただし書の趣旨を没却することになる。他方、相続人間の紛争が終わらない限り、株式会社が売渡しの請求をできないかという点、前記のとおり、相続人全員を相手として請求することはできるのであり、相続人間で紛争がある場合であっても、相続人は、共同相続人として権利行使者を定め、株主としての権利行使をし得るのであるから（会社法一〇六条）、具体的な相続人は確定しない場合であっても、会社は売渡しの請求をして相続人を株

主から排除することができるというべきであり、それが会社法一七六条一項の趣旨に沿うといえる。また、株式会社は、株主が死亡した場合であっても、株式の名義書換請求のない限り、従前の株主名簿（会社法二二一条）に記載された株主を株主として扱えば足りるが、株式会社が株主からの権利行使を受ける場合と、株式会社が自ら積極的に株式の売渡しの請求をする場合とは自ずと状況は異なるというべきであり、相続人等からその所有する株式を強制的に取得するためには、相続開始の原因を知った以上、法定相続人の範囲について調査する義務を負わせたとしても、不当であるとはいえない。

確かに、包括遺贈がされた場合、株式会社にとって包括遺贈がされた事実を容易に知ることはできないから、株式会社は、法定相続人全員を相手方として売渡しの請求をしても、それが適法な手続とならないため、売渡しの請求をする機会を失うおそれがある。しかしながら、包括遺贈の場合など、当該株式会社がおよそ株式の承継者を知ることができないなどの特段の事情がある場合については、例外的に別途の考慮をする必要があるにしても、本件は、包括遺贈の事例ではなく、相続人らによる共同相続の事案である……」。

これを不服として、X会社が即時抗告した。

〔決定要旨〕

抗告棄却

「当裁判所は、法一七六条一項ただし書にいう『相続その他の一般承継があったことを知った日』とは、字義どおり、『相続その他の一般承継そのものがあったことを知った日』と解するのが相当であるから、X会社がYらに対してした本件の株式売渡しの請求は、X会社が相続があったことを知った日から一年を経過した後にしたものであって法一七六条一項ただし書に抵触し許されないと判断する。」

「X会社は、法の相続人等に対する売渡しの請求の制度に関する他の規定をみると、『相続その他の一般承継により当該株式会社の株式を取得した者』（法一七四条）、『株式を有する者』（法一七五条一項二号）などと定めていて、制度上相続によって株式を取得した者の出現を予定しているし、また、法一七四条による売渡しの請求は形成権の行使と解されている以上はこれを行使するに際しては相手方が特定されていることが必須の条件というべきであるところ、単に相続があったことを知っただけでは当然には売渡し請求の相手方が特定されるものではないと主張する。し

かしながら、相続に伴う遺産分割協議の結果、相続開始時にさかのぼって株式を相続する者が確定し、あるいは遺産及び相続人の範囲などをめぐる争いのために株式を相続する者の確定が遅れるという事態が生じる場合であっても、法的には相続開始時において相続する者は確定しており売渡し請求は可能なものであるから、上記の点をもって、直ちに法文の字義を離れた解釈をすべき根拠となるものとはいえない。

また、X会社は、会社が上記売渡し請求権を行使するかどうかを判断するためには、新たな株主の参入による会社に対する影響の有無及び程度を検討するために新規参入株主及びその者の保有する株式数が明らかとなっていなければならないから、株式を相続する者の確定した日をもって相続を知った日と解すべきであると主張する。しかし、上記売渡し請求の制度は、その趣旨を貫く上で立法論として今後の検討の余地を残すとしても、そもそも、譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定めを設けている譲渡制限株式の特殊性にかんがみ、相続その他の一般承継による株式移転を制限しようとする例外的な制度にすぎず、相続その他の一般承継があったことを知りながらなお長期間にわたって行使するかどうかが浮動的な

まま経過することまで当然に許容しなければならないとするのは、行使の期間を一年に制限して一般承継による株式帰属の変動を早期に確定させようとする法の趣旨に沿うものとはいい難いというべきである。

さらに、X会社は、相続人が未確定のうちに売渡し請求権を行使しなければならないとした場合には、結局は相続人とはならないこととなる法定相続人まで巻き込んだ無用な請求をしなければならない一方、認知や法定相続人以外の受遺者がいる場合などには相続人の調査が困難あるいは不可能である旨主張する。しかし、そうした不都合な諸点のあることを踏まえた上で、株式売渡し請求制度は前記のとおり例外的な制度として設けられたものといえるべきなのであって、X会社の主張する不都合な点を理由に法文の字義を離れた解釈をすべきものとはいえない。」

〔研究〕

決定要旨に賛成する。

一 会社にとって好ましくない者が株主となることを防止し、経営の安定を図るため、定款をもって譲渡による株式の取得(株式の譲受)につき会社の承認を要する旨を定めることができるが(会一〇七条一項一号)、会社にとって

好ましくない者が株主となる可能性は、株式譲渡に限らず、相続・合併等の場合にもある。かといって、相続・合併等による株式取得の効力を会社の承認にからしめることはできない。そこで、新会社法は、定款をもって、会社は相続・合併等によって株式を取得した者に対してその株式を会社に売り渡すよう請求できる旨を定めることができるものとした（会一七四条）。ただし、その請求をなすにあたっては、株主総会の特別決議を要し（会一七五条一項・三〇九条二項三号）、請求は相続等があったことを会社が知った日から一年以内になければならない（会一七六条一項）。この請求の効果として株式の売買契約関係が形成されるため、この権利は形成権である（松本真『清水穀』「譲渡制限株式の相続人等に対する売渡請求（下）」登記情報五四四号二六頁）。買取価格は当事者間の協議または当事者の申立による裁判所の決定によって定められるが（会一七七条）、その財源は剰余金分配規制に服する（会四六一条一項五号）。

本件では、株式売渡請求権の行使期間の起算点である「相続その他の一般承継があったことを知った日」の意義が争われ、本決定はこれを「相続その他の一般承継そのものがあつたことを知った日」と解したが、これが立法者意

思のようである（松本『清水・前掲二五頁』）。

二 この制度の沿革をたどると、昭和六一年改正試案に遡る。昭和六一年改正試案には、「株式の譲渡制限の定めをした株式会社又は有限会社は、定款で、相続又は合併による株式又は持分の移転があつたときは、一定の期間内に、総会の決議で指定した者がその株式又は持分の売渡しを請求することができる旨を定めることができる」という提案が含まれていた（三三 a）。しかし、平成六年商法改正の際には、相続人からの強制的な株式買取を認めることは、閉鎖性を維持するためとはいえ行き過ぎであるとともに、相続人の所有権の保護の観点からも問題であるから、閉鎖性の維持は合意に基づく自己株式取得にとどめるべきであるという理由により（吉戒修一『平成五年・六年改正商法』四二七頁）、会社は厳格な要件の下で株主の相続人からその相続した株式を相続開始後一年以内に買い受けることができるものとされたが（平成一三年改正前商二一〇条ノ三）、この規定は、平成一三年改正によるいわゆる金庫株の解禁に伴い、自己株式の一般的な買受規制（平成一七年改正前商二一〇条）に吸収されることとなった（なお、会社法一六二条は、非公開会社が株式の相続人との合意に

基づいて自己株式を取得する場合について、他の株主の譲渡人追加請求権を否定する旨の規定を置いている。相続人に対する会社の株式売渡請求権という強力な権利は、平成六年改正の際には導入が断念されたにもかかわらず、新会社法で復活したことになる。なお、会社法一七六条一項が「会社が知った日」を基準としているのは、権利行使が可能となる日をもって権利行使期間の起算点としなければならないからであると思われる。

平成一三年改正前商法二一〇条ノ三が相続開始後一年以内という取得期間を設定した理由としては、①相続開始後いつまでも株主の相続人であるがゆえに株式を会社に売却できるとするのは他の株主との平等を欠くこと、②相続開始後長期間を経過すれば、相続人たる株主と会社との間に安定的な関係が新たに形成される可能性があること、③この期間があまりにも短期間であると、相続人の確定や相続人と会社との間の売買の交渉のために十分な時間が確保しがたいことが挙げられている(吉戒・前掲四三〇頁)。そして、共同相続の場合、相続開始後一年以内に遺産分割の協議が調えば、会社は遺産分割により株式を取得した相続人を相手に売買の協議を進めることとなり、相続開始後一年以内に遺産分割の協議が調う見込みがなければ、会社は

共同相続人全員の同意を得べく努めて売買の交渉を進めることとなると説明されている(吉戒・前掲四三〇頁)。すなわち、相続開始後一年という期間は、遺産分割により相続人が確定しないことを想定していたのである。そのため、会社法一七六条一項の解釈において別異に解することができるかは、相続人との合意による株式取得を会社からの一方的な株式売渡請求に変更したことに伴う固有の事情があるにかかわる。

三 原決定も本決定も、X会社の主張について詳細に検討しているため、X会社の主張の当否について検討しよう。

原決定におけるX会社の③と④の主張については、共同相続人の範囲の調査が容易ではないこと、法定共同相続人と実際に相続財産を取得した者とが一致しないこともあることは、平成一三年改正前商法二一〇条ノ三の下でも同様の不都合は生じうるから、平成一三年改正前と別異に解する理由にはならない。⑤と⑥については、株主名簿の名義書換は株式取得者の会社に対する権利行使要件であって、会社の株主に対する権利行使要件ではないし、仮に共同相続人としての名義書換請求がなされたとしても、遺産分割協議が終了するまでの暫定的な措置の可能性もある以上、

相続人が確定したことにほならないため、株主名簿の名義書換がなされたか否かは、相続があったことを知った日の解釈に影響を及ぼすものではない。

これに対して、原決定における①と②の主張、本決定における第一と第二の主張は考慮に値する。相続人に対する会社の株式売渡請求の制度は異分子排除を目的とする以上、共同相続人の中に会社にとって好ましくない者がいる場合、遺産分割の結果その者が何株取得するかは、会社にとって株式売渡請求権を行使するか否かの判断を左右する重大な問題である。共同相続人全員に対して株式売渡請求をすればよいといっても、会社は分配可能額の範囲内でしか株式を買収することはできないため、相続された株式すべてを買収対象とすることには困難を伴う。相続人との合意により会社が株式を買収取る場合には、株式買収交渉における両者の思惑が遺産分割の成り行きを左右する可能性もあり、会社と相続人の双方にとって適当な利害調整が図られることもありうる。一方、会社の株式売渡請求の場合、事前に相続人との間で株式買収交渉をする余地もあるが、相続人が売渡を望んでいなくても一方的に会社を買収することができる点にこの制度の意義がある。したがって、権利行使の実効性を確保するために、相続人の確定を会社が知った

日をもって権利行使期間の起算点とすることには、十分な合理性がある。しかし、それから一年という期間はあまりにも長すぎる。招集通知期間の短縮（会一九九条一項）・招集手続の省略（会三〇〇条）・書面または電磁的方法による決議（会三一九条）により、株式売渡請求に必要な株主総会決議が短期間で得られることにも鑑みれば、一ヶ月ないし二ヶ月もあれば十分であろう。したがって、解釈論としては、権利行使期間は相続開始を会社が知った日から一年と解さざるをえない。しかも、会社法一七六条一項では「相続開始」ではなく「相続があったことを会社が知った日」を起算点としている点において、平成一三年改正前商法二一〇条ノ三よりも会社に有利であるし、その期間内に売買の交渉を要しない点において、一年間は決して短くはない。むしろ、株式売渡請求権が強力な権利であり、相続人の利害に重大な影響を及ぼす以上、法律関係の早期安定を図る必要がある（松本・清水・前掲二五頁）。

なお、原決定においては、会社が株式の承継者を知りえない場合などの特段の事情があれば別異に解する余地を留保しているのに対して、本決定は、必ずしも明らかではないが、特段の事情によって別異に解する余地を認めていないようである。この点については、株式承継者の地位の安

定を図る必要があることに鑑みれば、特段の事情による修正を認めないのが妥当であろう。

四 以上に検討してきたように、本決定の判断は妥当というべきであるが、本決定も示唆するように、立法論的検討の余地はある。相続人等に対する会社の株式売渡請求は、中小企業における円滑な事業承継等のため、特に強い実務上の要望が寄せられ、実現することとされた制度であると説明されているが（相澤哲編『立案担当者による新・会社法の解説（別冊商事法務二九五号）』四四頁「相澤哲・豊田祐子執筆」、相続人未確定の期間も権利行使期間に算入することは、権利行使の実効性を減殺せしめる。また、株式の相続人が確定する前に共同相続人全員に対する会社の株式売渡請求を認めることには、次のような問題がある。

第一に、売渡人となる相続人は、株式売渡請求に必要な株主総会決議において、特別利害関係人として議決権を行使することはできないが（会一七五条二項）、特別利害関係人はその人的個性が問われるため、すでに保有している株式についても議決権を行使できないと解される（松本＝清水・前掲二五頁）。非公開会社が想定する同族会社では、相続人がすでに株式を保有していることも多いと思われる

が、共同相続人は全員株式売渡請求の相手方として特別利害関係を有している以上、すでに保有している株式をも含めて、議決権を行使できないことになる。確かに、この制度は相続人から一方的・強制的に会社が相続された株式を買い取るものであるから、株主総会決議で相続人の意思を反映させることは背理であるともいえるが、少数の株式しか有しない他の株主のみにより会社支配権の帰趨が左右されることも健全とはいいたくない。会社に買受資金さえあれば、他の株主が相続人を締め出して会社を乗っ取るということも考えられないことはない（小林俊明「会社法における株主に対する払戻規制の再検討」専修法学論集一〇三号一一頁、山下友信編『会社法コンメンタール4』一二五頁「伊藤雄司執筆」、拙稿「新会社法における株式譲渡制限法制の評価」山本爲三郎編『新会社法の基本問題』四四頁）。しかも、共同相続人に対する株式売渡請求後に遺産分割が確定した場合、遺産分割は相続開始の時に遡ってその効力を生ずるが（民九〇九条本文）、第三者の権利を害することとはできないため（同但書）、共同相続人全員に対する株式売渡請求の効力が否定されることはないと思われる。もともと、この問題は遺産分割の結果として共同相続が確定した場合にも生ずるが、いずれにせよ、株主総会決議で相

続人の議決権行使を排除することの当否については検討を要する。

第二に、定款で相続人に対する会社の株式売渡請求権を定める際、すでに株主となっている者が相続人となる場合はその例外とすることもできるが（なお、そのような定めがなくても、株式譲渡の制限に関する定めにおいて、すでに株主となっている者が譲受人となる場合は会社の承認を要しないものとしている場合には、相続人に対する会社の株式売渡請求についても例外の趣旨を及ぼす余地はある）、共同相続人の中にすでに株主となっている者がいた場合には、共同相続人全員に対する株式売渡請求の効力が問題となりうる（遺産分割の結果、すでに株主となっている者が株式を相続した場合には、定款の定めに基づき株式売渡請求の効力は否定されると解する余地もあるが、民法九〇九条但書により、株式売渡請求の効力は妨げられないと解する余地もある）。

その他にも、会社は株式売渡請求をいつでも撤回できること（会一七六条三項）にも問題がある。売渡請求の撤回は、買取価格が分配可能額を超える場合や、共同相続人全員に対して株式売渡請求をしたところ、遺産分割の結果会社にとって好ましくない者が株式を取得しなかった場合を

想定しているのであろう。会社に売渡請求の自由な撤回を認めた趣旨は明らかではないが、おそらくこの制度の趣旨は専ら会社ひいては他の株主の利益保護にあり、相続人等に投下資本回収の機会を与えたものではないからであると推測される。しかし、株式売渡請求によりいったん売買契約関係が成立している以上、請求の撤回は実質的には一方的な解除であるから、売渡人たる相続人等の期待が害されるおそれがある（山下編・前掲一二九―一三〇頁「伊藤執筆」）は、売渡請求の時点をもって売買契約成立の時点とすると一七六条三項は無意味となるから、売買価格の決定をもつて売買契約が成立し、それまでは請求を撤回できると解するが、会社法一四三条という請求の撤回も実質的には合意解除であり、文言としては不適切であるから、「請求の撤回」という文言に拘泥すべきではない）。

このように、この制度には立法論的に検討すべき点が少なくないため、本決定を契機として学説上制度自体の再検討がなされることを期待したい。

来住野 究